

平成 25 年 2 月

お客様各位

ウリ信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取り組みについて

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限を迎えますが、当組合は同法の期限到来後も、お客様からのお申込みについて、従来通り金融円滑化管理方針にもとづき柔軟に対応する事に変わりありません。

当組合は、「ウリ信用組合基本理念」のとおり、今後も民族金融機関として相互扶助の共同精神に基づいた金融事業を通じて組合員の事業の発展と社会的地位の向上に寄与し地域社会と共存共栄してまいります。

1. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応いたします。
2. 貸付条件の変更等のお申込みに際して、関係する他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組への積極的な支援を実施いたします。
3. お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。
4. 金融円滑化法の期限到来後の取組については、全役職員への周知を徹底し、当組合全体として金融の円滑化に取組めます。

【本件に関するお問い合わせ先】

ウリ信用組合各営業店融資窓口